

I 工事概要

1. 工事場所 滋賀県長浜市五村

2. 敷地面積 -

3. 工事種目 -

4. 工事内容 園庭砂場1ヶ所に日除けの設置

II 建築工事仕様

1. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「標仕」という。）

2. 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) ⊕印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。

章	項目	特記事項																
一般共通事項	① 工事実績情報の登録 (CORINS)	請負金額が500万円以上の場合は契約、変更、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。(1.1.4)																
	② 施工体制	受注者は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。																
	③ 現場代理人等	イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、請負人との直接的な雇用関係を証するもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。 ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。																
	④ 提出図書	※施工計画書 提出部数 ※1部 (1.2.2) ※施工図 提出部数 ※1部 (1.2.3) ・完成図 提出部数 ※2部（A3版縮小製本及び電子媒体） (1.7.2) ・保全に関する資料 提出部数 ※2部 部 (1.7.3)																
	⑤ 工事写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前、完成</td> <td>・3 ※6 ・15 ・30</td> <td>3</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要に応じ撮影する</td> </tr> <tr> <td>定期提出</td> <td>代表的な出来高の部分</td> <td>1</td> <td>工事月報用</td> </tr> </tbody> </table> 工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・建築工事編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。	区分	撮影箇所	提出部数	備考	着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。	工事中		1	必要に応じ撮影する	定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事月報用
	区分	撮影箇所	提出部数	備考														
	着工前、完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。														
	工事中		1	必要に応じ撮影する														
	定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事月報用														
	6 竣工写真	竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。																
7 施工条件	次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。(1.3.5)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程・作業</th> <th>指定日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程・作業	指定日時															
工程・作業	指定日時																	
⑧ 発生材の処理等	※構外搬出適切処理 指定 () (1.3.11)																	

- 9 技能士
- 10 化学物質の濃度測定
- ⑪ 一工程報告
- 12 技術検査
- ⑬ 下請業者等の選定
- ⑭ 保険等
- 15 地元説明会
- 16 近隣家屋の調査
- 17 設計図の製本
- ⑯ 軽微な変更
- ⑰ 不当介入に関する通報制度

適用工事種別	作業種別
仮設工事	・とび
防水改修工事	・アスファルト防水 ・改質アスファルトシートトーチ工法 ・アクリルゴム系塗膜防水 ・ウレタンゴム系塗膜防水 ・塩化ビニルシート防水 ・合成ゴムシート防水 ・セメント系防水 ・FRP防水 ・シーリング防水
外壁改修工事	・左官 ・タイル張り ・樹脂接着剤注入 ・塗装
建具改修工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ ・カーペット系床仕上げ ・木質系床仕上げ ・ボード仕上 ・壁装 ・大工工事
耐震改修工事	・鉄筋組立 ・型枠工事 ・とび ・コンクリート圧送工事
コンクリートブロック、ALCパネル	・コンクリートブロック工事 ・ALCパネル工事
石工事	・石張り
排水工事	・建築配管
舗装工事	・溶融バインドドマーカー工事 ・加熱バインドマーカー
植栽工事	・造園工事
屋根及びとい工事	・内外装板金 ・かわらぶき

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。
着工前の測定 ※行わない ・行う (・箇所 ・図示)
測定箇所 ・箇所 ・図示

一工程施工報告書の提出 ※不要 ・解体 ・防水改修 ・外壁改修 ・耐震改修 (1.4.4)

工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。(1.6.2)

各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。

受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。

受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。

受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。

工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。 A3サイズ 3部数

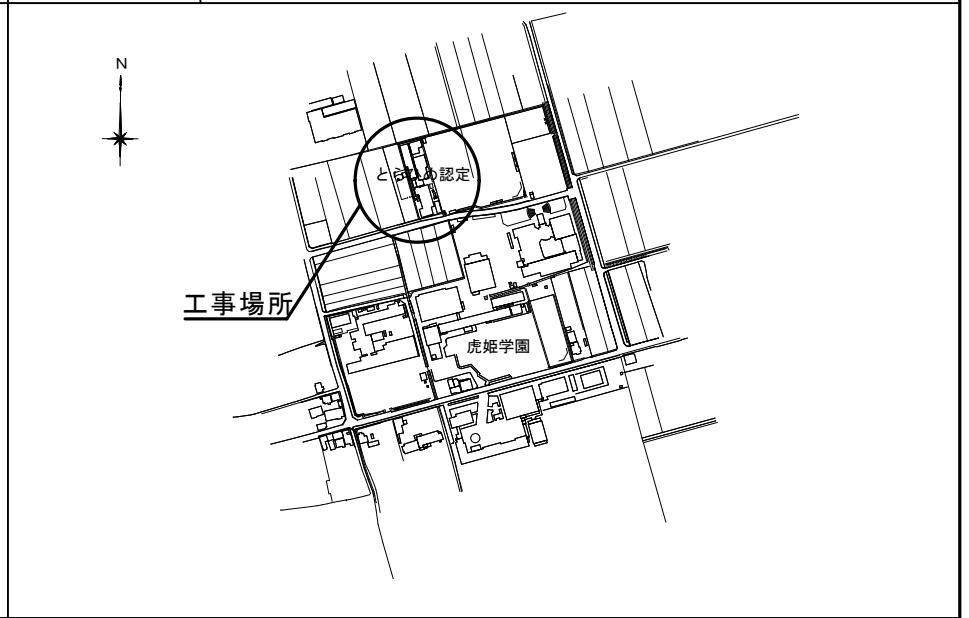
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

1. 受注者は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は前項より通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ② 仮設工事
- ① 仮囲い
※ 設ける ・ 設けない
仮囲いの位置及び仕様は監督員及び園長との協議による。
・ 万能鋼板 (H=) ・ フェンスバリケード (H=1.8)
・ キャスターゲート (・ パネル ・ シート ・ クロス) (H=1800, W=3000)
○ カラーコーン程度
- 2 安全誘導員
- ③ 工事表示板
⊗ 配置する (適宜) ・ 配置しない
⊗ 設置する (設置枚数 1枚) ・ 設置しない
900×600程度
- 4 足場その他
内部足場 ※ 脚立、足場板等 ・ 棚足場 (2.2.4)
外部足場 ※ A種 ・ B種 ・ C種
・ D種 ・ E種
防護シート ※ 設ける ・ 設けない
材料の運搬 ・ A種 ・ B種 ・ C種
・ D種 ・ E種
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。
- ⑤ 養生
既存部分の養生 ⊗ 施工時、ビニルシート・コンパネ等
既存家具等の養生 ※ ビニルシート等 ・
固定家具等の移動 ・ 行わない ・ 行う (図示)
- 6 監督職員事務所
※ 設けない (2.3.1)
・ 設ける (規模 m²程度 請負者事務所と同様 ・ 可 ・ 否)
(備品)
- ⑦ 工事用水
⑧ 工事用電力
構内既存の施設 ○ 利用できる (・ 有償 ※ 無償) ・ 利用できない
構内既存の施設 ○ 利用できる (・ 有償 ※ 無償) ・ 利用できない
※ 溶接などの消費電力の大きな機器や動力等を除く
- ⑨ 工事用通路
・ 指定する ・ 指定しない ※ 協議による
- 10 その他の仮設
仮設トイレ
⊗ 設置する ・ 設置しない

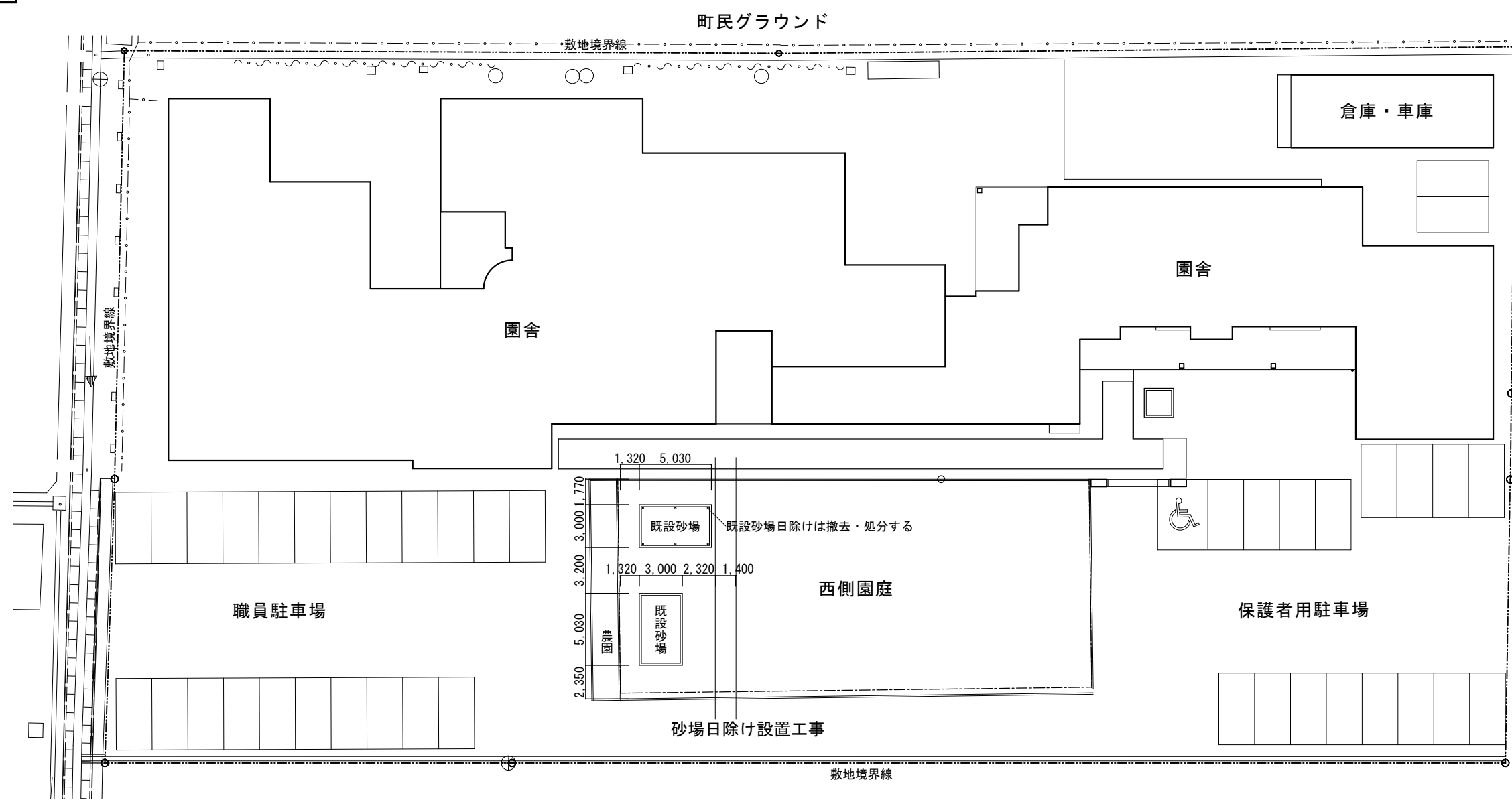
③ その他の工事

① 日除けテント
○ メーカー仕様による。
参考商品：株式会社ジャクエツ J22PS107 同等品可
支柱：アルミニウム押出成形材 φ120×5.0
横フレーム：ステンレス製 SUS304 HL φ60.5×3.0
フック付き：ステンレス製 SUS304 φ6 丸鋼
メッシュテント：遮熱タイプ (表面/ポリエステル、裏面/ステンレスコーティング)
※ 製品にはPL法対応の生産物賠償責任保険加入とし、2年保証とする。

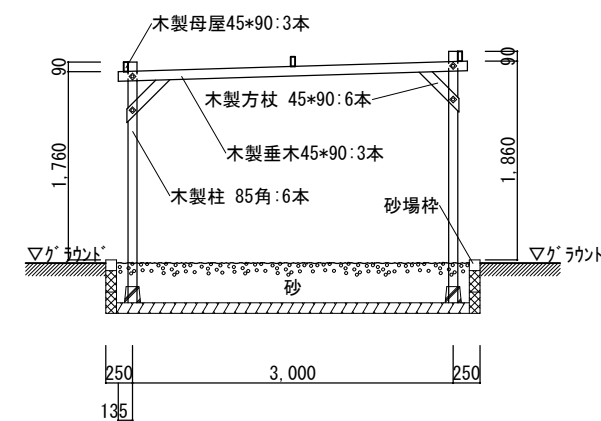
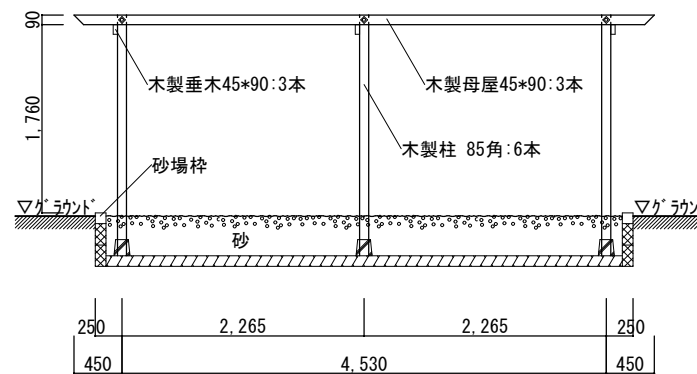
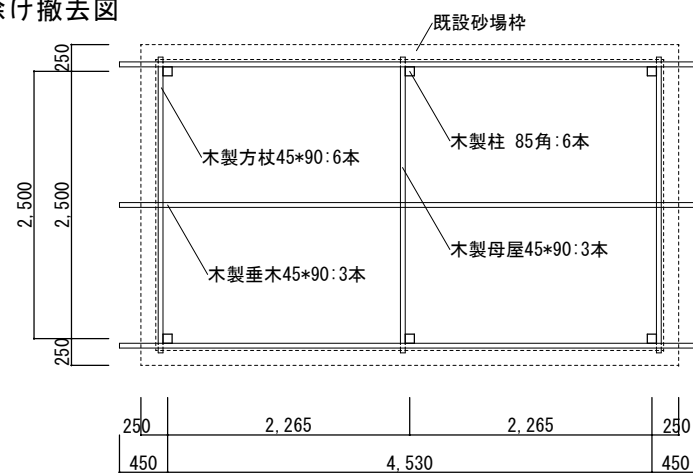


注意事項

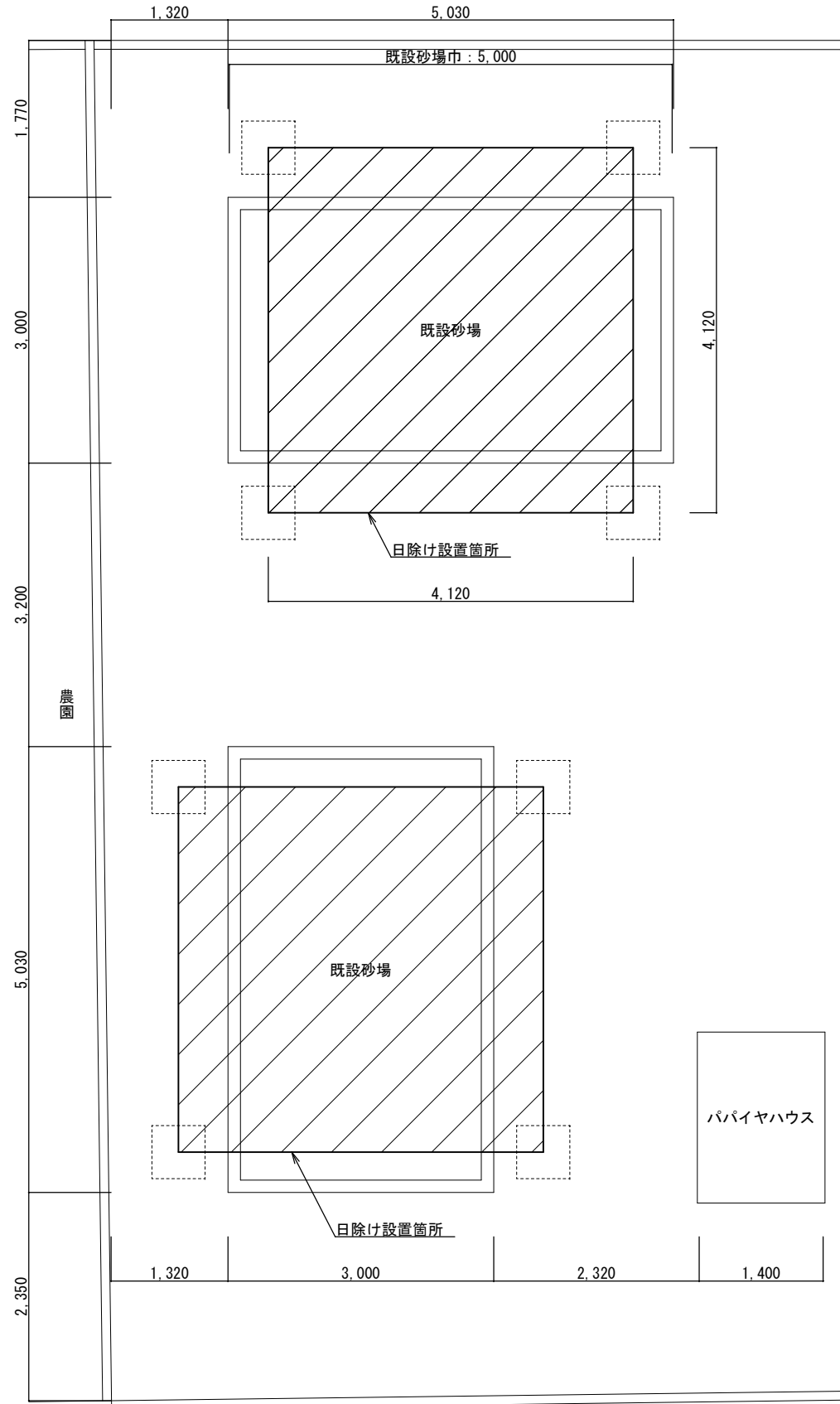
- ・ 工事中は職員及び園児の安全を最優先にし、事故等なきよう注意する事。万が一トラブル等が発生した場合は請負者の責任にて対処すること。
- ・ 工事完了後に工事施工範囲および工事により既存施設を汚した場所を清掃すること。
- ・ 原則、工事場所に資材等を放置しないこと。
- ・ 施工に際し、既設取り合いをよく調査し既存施設の機能を低下させてはならない。
- ・ 各工種施工前に施工計画書、材料承諾届、施工図等を提出すること。



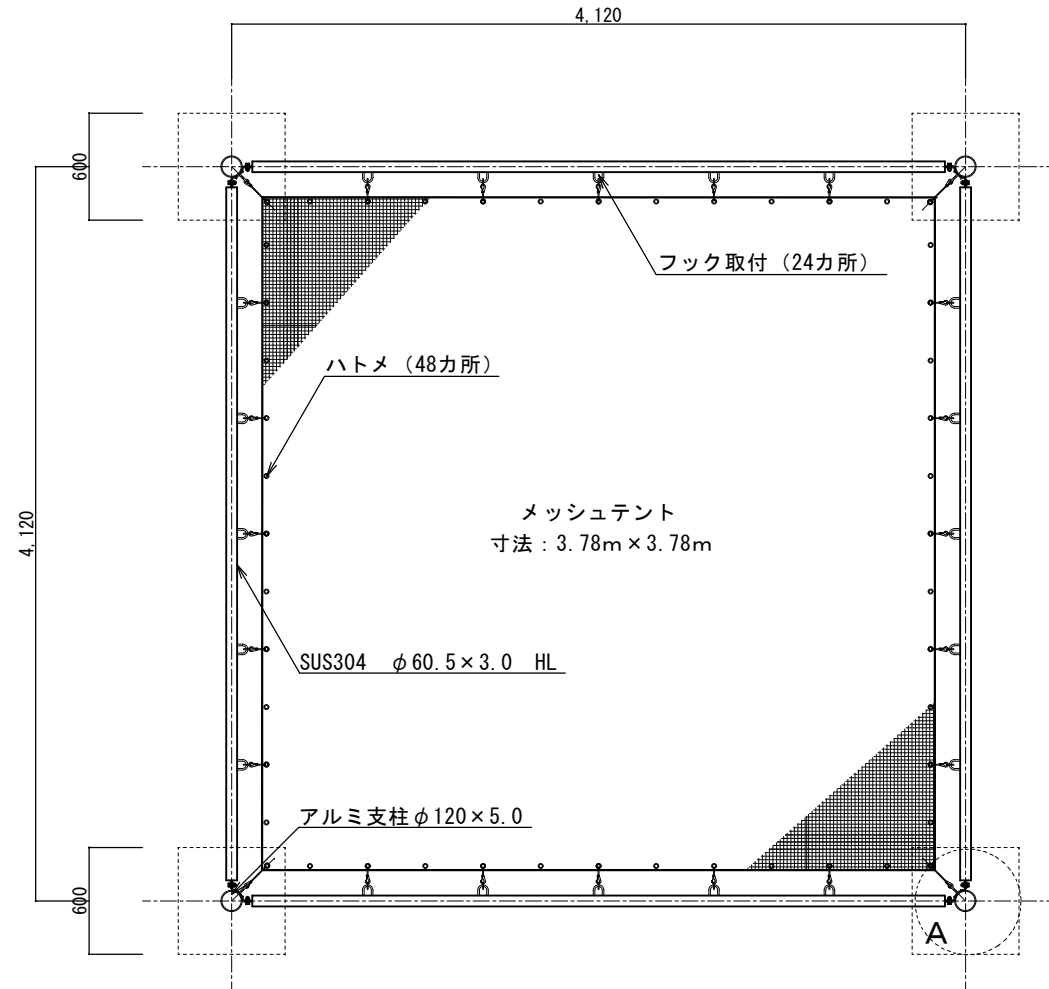
既設砂場日除け撤去図



日除け設置平面図 S=1/50



日除け詳細図 S=1/30



特記

- 鋼材
 - ・使用鋼材はSUS304鋼材とする。
 - ・ボルトナットはステンレス製品とし、緩み止め措置を施す。
- アルミ鋼材
 - ・支柱はアルミ材とし、アルマイト加工を施す。
- その他
 - ・メッシュテント含む

